



障————— 9 4 8
令和元年 9 月 5 日

秋田県身体障害者福祉協会長
秋田県手をつなぐ育成会長
秋田県精神保健福祉会連合会長 } 様

秋田県健康福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の
一部改正について(通知)

本県の障害者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り厚く
お礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長から別
添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係者等へ周知して下さるようお願いいたします。

【担当】

秋田県健康福祉部障害福祉課
調整・障害福祉班 大場、藤田
TEL 018-860-1331
E-mail:Shoufuku@pref.akita.lg.jp

「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成 15 年 11 月 6 日障企発第 1106001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
 —新旧対照表—

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前																		
障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について 標記については、平成 15 年 11 月 6 日障発第 1106002 号をもって、社会・援護局障害保健福祉部長より通知されたところでありますが、この実施にあたりましては次の事項に留意のうえ、本制度が円滑、適正に行われますよう貴管下福祉事務所等のご協力をお願いします。 また、これに伴い、平成 6 年 9 月 30 日社援更第 246 号・児障第 44 号厚生省社会・援護局更生課長、厚生省児童家庭局障害福祉課長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」は廃止する。 1 有料道路の範囲 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）に基づく有料道路であり、次の道路が該当するものであること。 <table border="1" data-bbox="226 863 1099 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 863 663 922">事業主体</th><th data-bbox="663 863 1099 922">有料道路の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 922 663 1086"> 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 <u>本州四国連絡高速道路株式会社</u> </td><td data-bbox="663 922 1099 1086"> 全国路線網に属する高速道路 （高速自動車国道（交通上密接な関連を有する高速道路を含む。） 一の路線に属する高速道路 </td></tr> <tr> <td data-bbox="226 1086 663 1166">首都高速道路株式会社</td><td data-bbox="663 1086 1099 1166">地域路線網に属する高速道路 （首都高速道路）</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 1166 663 1415">阪神高速道路株式会社</td><td data-bbox="663 1166 1099 1415">地域路線網に属する高速道路 （阪神高速道路）</td></tr> </tbody> </table>	事業主体	有料道路の種類	東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 <u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>	全国路線網に属する高速道路 （高速自動車国道（交通上密接な関連を有する高速道路を含む。） 一の路線に属する高速道路	首都高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （首都高速道路）	阪神高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （阪神高速道路）	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について 標記については、平成 15 年 11 月 6 日障発第 1106002 号をもって、社会・援護局障害保健福祉部長より通知されたところでありますが、この実施にあたりましては次の事項に留意のうえ、本制度が円滑、適正に行われますよう貴管下福祉事務所等のご協力をお願いします。 また、これに伴い、平成 6 年 9 月 30 日社援更第 246 号・児障第 44 号厚生省社会・援護局更生課長、厚生省児童家庭局障害福祉課長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」は廃止する。 1 有料道路の範囲 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）に基づく有料道路であり、次の道路が該当するものであること。 <table border="1" data-bbox="1126 871 2000 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 871 1547 930">事業主体</th><th data-bbox="1547 871 2000 930">有料道路の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 930 1547 1094"> 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 </td><td data-bbox="1547 930 2000 1094"> 全国路線網に属する高速道路 （高速自動車国道（交通上密接な関連を有する高速道路を含む。） 一の路線に属する高速道路 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1126 1094 1547 1174">首都高速道路株式会社</td><td data-bbox="1547 1094 2000 1174">地域路線網に属する高速道路 （首都高速道路）</td></tr> <tr> <td data-bbox="1126 1174 1547 1254">阪神高速道路株式会社</td><td data-bbox="1547 1174 2000 1254">地域路線網に属する高速道路 （阪神高速道路）</td></tr> <tr> <td data-bbox="1126 1254 1547 1415"> <u>本州四国連絡高速道路株式会社</u> </td><td data-bbox="1547 1254 2000 1415"> 地域路線網に属する高速道路 （<u>本州四国連絡高速道路</u>） </td></tr> </tbody> </table>	事業主体	有料道路の種類	東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	全国路線網に属する高速道路 （高速自動車国道（交通上密接な関連を有する高速道路を含む。） 一の路線に属する高速道路	首都高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （首都高速道路）	阪神高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （阪神高速道路）	<u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>	地域路線網に属する高速道路 （ <u>本州四国連絡高速道路</u> ）
事業主体	有料道路の種類																		
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 <u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>	全国路線網に属する高速道路 （高速自動車国道（交通上密接な関連を有する高速道路を含む。） 一の路線に属する高速道路																		
首都高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （首都高速道路）																		
阪神高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （阪神高速道路）																		
事業主体	有料道路の種類																		
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	全国路線網に属する高速道路 （高速自動車国道（交通上密接な関連を有する高速道路を含む。） 一の路線に属する高速道路																		
首都高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （首都高速道路）																		
阪神高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 （阪神高速道路）																		
<u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>	地域路線網に属する高速道路 （ <u>本州四国連絡高速道路</u> ）																		

地方道路公社	
〔指定都市高速道路公社	指定都市高速道路
〔その他の地方道路公社	一般有料道路
有料道路管理者(都道府県市町村)	一般有料道路

2 手続等

- (1) 市町村の設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項及び第3項に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)の長及び町村長(福祉事務所を設置する町村の長を除く。)は、身体障害者手帳の備考欄又は療育手帳の予備欄に、事業主体(第1項の表に記載ある事業主体)から送付される偽造防止対策が施された特殊なシール(以下「シール」という。)を貼り付け、当該シールに自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期間を記載すること。また、本人以外の者が運転をする場合は、「道路介護」と記載のあるシールを貼り付け、当該シールに自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期限を記載すること。

なお、事業主体からシールの送付があった日以降、本年12月31日までの間は引き続き、身体障害者手帳の備考欄又は療育手帳の予備欄に、「有料道路割引」のスタンプを押印し、自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期限を記載することも認められる。この場合、本人以外の者が運転をする場合は、「介護」のスタンプを押印すること。

- (2) 自動車登録番号等は、料金所で確認するものであることから、分かりやすく記載すること。
- (3) 身体障害者手帳又は療育手帳(以下「手帳」という。)の写真が本人かどうか判別が困難な場合は、料金所におけるトラブルが予想されるので、自動車登録番号等を手帳に記載する時点で写真の貼り換えを指導すること。
- (4) 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書の所要事項の記載は、対象となる身体障害者又は重度知的障害者(又は保護者、代理人)において記入させること。
- (5) 自動車登録番号等の記載された手帳を所持する者の再交付等に伴う

地方道路公社	
〔指定都市高速道路公社	指定都市高速道路
〔その他の地方道路公社	一般有料道路
有料道路管理者(都道府県市町村)	一般有料道路

2 手続等

- (1) 市町村の設置する福祉事務所の長及び町村長は、身体障害者手帳の備考欄(第九面)又は療育手帳の予備欄(第六、七面)に、「有料道路割引」のスタンプを押印し、自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期間を記載すること。また、本人以外の者が運転をする場合は、「介護」のスタンプを押印すること。

- (2) 自動車登録番号等は、料金所で確認するものであることから、分かりやすく記載すること。
- (3) 身体障害者手帳又は療育手帳(以下「手帳」という。)の写真が本人かどうか判別が困難な場合は、料金所におけるトラブルが予想されるので、自動車登録番号等を手帳に記載する時点で写真の貼り換えを指導すること。
- (4) 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書の所要事項の記載は、対象となる身体障害者又は重度知的障害者(又は保護者、代理人)において記入させること。

手続期間中は、手帳の不携帯とならないよう、速やかに再交付を行うこと。なお、福祉事務所等で個別に発行している証明書等では、割引が適用されないので注意すること。

- (6) 料金所では、料金所係員が手帳の記載事項等を確認することから、その旨、申請受付の際に一言申し添えすること。

3 その他 (削る)

E T Cノンストップ走行による割引の適用を受ける場合は、所定の手続とともに、E T C利用申請の手続が必要であること。

また、E T Cノンストップ走行時の割引は、平成 15 年 12 月 1 日より受付を開始し、平成 16 年 1 月 20 日以後の事業者から申請者へ書面で通知のあった日からの E T C利用に対して適用となること。

なお、E T C未整備料金所における E T C利用は、E T C機器が整備された日以後となること。

- (5) 自動車登録番号等の記載された手帳を所持する者の再交付等に伴う手続期間中は、手帳の不携帯とならないよう、速やかに再交付を行うこと。なお、福祉事務所等で個別に発行している証明書等では、割引が適用されないので注意すること。

- (6) 料金所では、料金所係員が手帳の記載事項等を確認することから、その旨、申請受付の際に一言申し添えすること。

3 その他

- (1) 現在、割引証の交付を受けている身体障害者等については、交付済の割引証に限り、平成 16 年 5 月 31 日まで、使用することができるが、平成 15 年 12 月 1 日以降は割引証の交付は行わないため、新たに所定の手続が必要となること。

- (2) E T Cノンストップ走行による割引の適用を受ける場合は、所定の手続とともに、E T C利用申請の手続が必要であること。

また、E T Cノンストップ走行時の割引は、平成 15 年 12 月 1 日より受付を開始し、平成 16 年 1 月 20 日以後の事業者から申請者へ書面で通知のあった日からの E T C利用に対して適用となること。

なお、E T C未整備料金所における E T C利用は、E T C機器が整備された日以後となること。

障企発0902第1号
令和元年9月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の一部改正について

身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成15年11月6日付け障企発第1106001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「通知」という。）により周知しているところです。

今般、「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日付け障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、身体障害者手帳の新たな様式例が示されたことを踏まえ、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

(改正後全文)

障企発第1106001号
平成15年11月6日
一部改正 障企発第0927001号
平成17年9月27日
一部改正 障企発0902第1号
令和元年9月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について

標記については、平成15年11月6日障発第1106002号をもって、社会・援護局障害保健福祉部長より通知されたところでありますが、この実施にあたりましては次の事項に留意のうえ、本制度が円滑、適正に行われますよう貴管下福祉事務所等のご協力をお願いします。

また、これに伴い、平成6年9月30日社援更第246号・児障第44号厚生省社会・援護局更生課長、厚生省児童家庭局障害福祉課長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」は廃止する。

1 有料道路の範囲

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく有料道路であり、次の道路が該当するものであること。

事業主体	有料道路の種類
東日本高速道路株式会社	全国路線網に属する高速道路 (高速自動車国道(交通上密接な関連を有する高速道路を含む。))
中日本高速道路株式会社	
西日本高速道路株式会社	
本州四国連絡高速道路株式会社	
首都高速道路株式会社	一の路線に属する高速道路
阪神高速道路株式会社	地域路線網に属する高速道路 (首都高速道路)
地方道路公社	地域路線網に属する高速道路 (阪神高速道路)
指定都市高速道路公社	指定都市高速道路
その他の地方道路公社	一般有料道路
有料道路管理者(都道府県市町村)	一般有料道路

2 手続等

- (1) 市町村の設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項及び第3項に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)の長及び町村長(福祉事務所を設置する町村の長を除く。)は、身体障害者手帳の備考欄又は療育手帳の予備欄に、事業主体(第1項の表に記載ある事業主体)から送付される偽造防止対策が施された特殊なシール(以下「シール」という。)を貼り付け、当該シールに自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期間を記載すること。また、本人以外の者が運転をする場合は、「道路介護」と記載のあるシールを貼り付け、当該シールに自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期限を記載すること。

なお、事業主体からシールの送付があった日以降、本年12月31日までの間は引き続き、身体障害者手帳の備考欄又は療育手帳の予備欄に、「有料道路割引」のスタンプを押印し、自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期限を記載することも認められる。この場合、本人以外の者が運転をする場合は、「介護」のスタンプを押印すること。

- (2) 自動車登録番号等は、料金所で確認するものであることから、分かりやすく記載すること。
- (3) 身体障害者手帳又は療育手帳(以下「手帳」という。)の写真が本人かどうか判別が困難な場合は、料金所におけるトラブルが予想されるので、自動車登録番号等を手帳に記載する時点で写真の貼り換えを指導すること。
- (4) 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書の所要事項の記載は、対象となる身体障害者又は重度知的障害者(又は保護者、代理人)において記入させること。
- (5) 自動車登録番号等の記載された手帳を所持する者の再交付等に伴う手続

期間中は、手帳の不携帯とならないよう、速やかに再交付を行うこと。なお、福祉事務所等で個別に発行している証明書等では、割引が適用されないの
で注意すること。

- (6) 料金所では、料金所係員が手帳の記載事項等を確認することから、その旨、申請受付の際に一言申し添えすること。

3 その他

E T Cノンストップ走行による割引の適用を受ける場合は、所定の手続とともに、E T C利用申請の手続が必要であること。

また、E T Cノンストップ走行時の割引は、平成 15 年 12 月 1 日より受付を開始し、平成 16 年 1 月 20 日以後の事業者から申請者へ書面で通知のあった日からのE T C利用に対して適用となること。

なお、E T C未整備料金所におけるE T C利用は、E T C機器が整備された日以後となること。